

商務部、海関総署、国家薬品监督管理局公告 2020 年第 5 号

医療物資の秩序ある輸出に関する公告

目下、全世界で（新型コロナウイルスの）感染の拡散・蔓延が加速している情勢にある。自身の防疫をしっかりと行うことを基礎として、医療物資の秩序ある輸出をすることは、防疫の国際協力を深化させ、グローバルな衛生危機に共同で対応する重要な措置である。防疫の特殊な時期において、グローバルな感染対策を有効に支持し、製品の品質と安全を保証し、輸出の秩序を守るため、4 月 1 日より新型コロナウイルスの検査キット、医用マスク、医用防護服、呼吸器、赤外線体温計を輸出する企業が税関に申請する際、書面または電子的な声明（テンプレートは別添 1 参照）を提出し、輸出する製品が中国の医療機械製品の登録証書を取得していることを確認し（関連する登録情報は別添 2 参照）、輸入国（地域）の品質標準要求を満たさなければならない。税関は、薬品監督管理部門が批准した医療機械製品の登録証書によって、検査と許可を行う。上述の医療物資の輸出に際した品質監督措置は、感染拡大の状況を見て、適時調整する。

関連する医療物資を輸出する企業は、製品の品質と安全を確保し、関連する標準の要求を満たし、国際社会が共同で感染拡大に対応することを積極的に支持しなければならない。

別添：1. [出口医疗物资声明模板.doc](#)

2. [我国相关医疗器械产品注册信息（国家药监局网站 \[www.nmpa.gov.cn\]\(http://www.nmpa.gov.cn\) 动态更新）.xlsx](#)

【仮訳 駐中国日本大使館】